令和4年10月14日発行

令和5年度

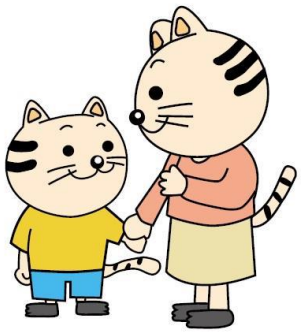

多摩市

©多摩市

子育てのための施設等利用給付認定　継続のしおり

幼児教育・保育の無償化制度において、現在新2号・新3号認定の方で令和5年度も認定の継続を希望する場合、期日までにお手続きが必要です。

令和4年度末に退所または新2号・新3号認定の継続を希望されない場合は「給付認定変更届」をご提出ください。

【受付期間】

令和4年10月24日(月)～11月30日(水)

【提出書類】

① 多摩市子育てのための施設等利用給付認定現況届及び給付継続申請書

② 保護者(父母)それぞれの「保育の必要性」を確認できる書類(P.4参照)

③【該当者のみ】給付認定変更届

※住所、世帯構成等に変更があって、まだ子育て支援課計画推進・保育担当へ変更届を提出していない方

④【幼稚園の該当者のみ】令和4年度市町村民税課税・非課税証明書(写)または市町村民税納税通知書(写)

※令和4年1月1日に多摩市に住民票がなかった方でまだ子育て支援課計画推進・保育担当へ提出をされていない方。

※令和4年1月1日に住民票があった市町村で発行されます。源泉徴収票や確定申告書、税額決定通知書は不可です。

兄弟姉妹が下記①～③に該当して、原本を提出している場合は、就労証明書・診断書(多摩市様式)はコピーの提出で構いません。

① 令和5年度4月保育所等入所申請(1次)をする

② 令和5年度保育所等の継続申請をする

③ 令和5年度子育てのための施設等利用給付認定申請(新規)をする

・兄弟姉妹がともに新2号認定または新3号認定を受けている場合、継続の書類は世帯で1部の提出で構いません。

問い合わせ先

多摩市子ども青少年部子育て支援課

〒２０６－８６６６　東京都多摩市関戸６－１２－１　電話　０４２－３３８－６８５０（直通）

1. 令和5年度継続の申請について

令和4年度に子育てのための施設等利用給付認定（新2号・新3号）されている方は、この「子育てのための施設等利用給付認定の継続のしおり」に従い手続きをお願いいたします。

※新1号認定の方は必要ありません。

※認可保育所在園、認定こども園2・3号の方は別のお手続き（保育所等の入所継続手続き）が必要になります。

2. 手続きの流れ

「現況届及び給付継続申請書」提出

無償化の給付（新２号・新３号）を受けるためには、「保育の必要性」を市が確認し、認定を受ける必要があります。

「保育の必要性」を確認できなかった場合は新２号・新３号認定を受けることができません。

また、指定の期日までに書類の提出がない場合は認定継続の意思がない、保育の必要性が確認できないものとして認定が取消になりますので、提出期間内に忘れずお手続きをお願いいたします。（認定が取消となる方には個別にお知らせします）

施設を利用

無償化対象分の給付金を受けるには、以下ⒶⒷ２つの方法があります。

※施設及び利用するサービスによって、ⒶとⒷが変わります。ご注意ください。

Ⓐ償還払い

①利用料全額を施設へ支払う ⇒ ②施設に領収書等を発行してもらう

⇒ ③発行してもらった書類と請求書（指定様式）を市役所に提出する

⇒ ④市から保護者に無償化対象金額が支払われる。（Ｐ.３参照）

Ⓑ代理受領

無償化対象額を差し引いた金額を保護者が施設に支払います。

例：保育料 40,000 円－無償化対象金額 37,000 円

＝保護者支払い額 3,000 円

差額や実費負担がある場合は、保護者から施設に支払います。

■注意事項■

①「施設等利用給付認定」または「教育・保育給付認定」を受けていないと無償化の対象にはなりません。

②「施設等利用給付認定」または「教育・保育給付認定」は無償化サービスを利用する前に受ける必要があります。

※申請が遅れた場合、認定期間のさかのぼり等は原則できませんのでご注意ください。

③領収書や施設を利用したことがわかる書類を紛失し、再発行できない場合については無償化の対象になりません。

④償還払いについては、保護者の方から市へ請求されないと、無償化の給付対象金額を入金することができません。

⑤利用している施設及びサービスによって、手続きが異なります。ご注意ください。

㋐償還払いについて

施設の利用料（償還払い対応の施設の場合）と幼稚園の預かり利用料（保育の必要性の事由が認定された場合）については、施設を利用した場合に利用料全額を施設へお支払いください。

その後、利用施設から渡される「特定子ども・子育て支援提供証明書兼領収書」（施設を利用した内容がわかる書類）等を紛失しないように保管し、「多摩市子育てのための施設等利用給付に係る施設等利用費請求書（償還払い用）」の用紙と一緒に、市が定める日までに請求手続きを行ってください。

提出書類・・・償還払いに必要な書類

・多摩市子育てのための施設等利用給付に係る施設等利用費請求書（償還払い用）・・・多摩市様式

・領収書や利用した内容がわかる書類（特定子ども・子育て支援提供証明書兼領収書等）・・・施設が発行するもの

※令和５年度の詳しいスケジュールについては、令和５年６月頃配布する案内をご覧ください。

【参考】償還払いのスケジュール（予定）　請求については、年度内（4 回目受付まで）にお手続きをお願いします。

	受付期間（市役所受付）	振込日（予定）
１回目	**令和５年７月上旬**	**令和５年８月中旬**
２回目	**令和５年１０月上旬**	**令和５年１１月中旬**
３回目	**令和６年１月上旬**	**令和６年２月中旬**
４回目	**令和６年４月上旬**	**令和６年５月下旬**

※ご請求されるお子様が複数いる場合は、それぞれ請求書をご用意ください。また、振込先の口座については、同じ口座をお書きください。

※利用料については、上限額設定等がありますので請求された金額が満額お支払いできない場合があります。

提出先と提出方法

※下記のいずれかの方法にてご提出ください。

1　郵送　子育て支援課　計画推進・保育担当宛

2　多摩市役所本庁舎　子育て支援課窓口（2 階）に直接提出

3　利用施設に提出

施設によって、施設経由で請求書をご提出できない場合がありますのでご確認ください。施設へご提出の場合は、施設の提出期限までに必要書類をご提出いただくようになります。また、郵送事故等への責任は負いかねます。

【注意点】

郵送での提出の場合は、請求書の記入漏れや添付書類の不足等がないか十分確認をお願いします。場合によっては、お支払いが期日までにできないことがあります。

㋑代理受領について

利用料と無償化給付対象金額を差し引き、差額がある場合は保護者から施設に差額分を支払います。詳しくは各施設にお問い合わせください。

3.保育の必要性・必要書類について

「保育の必要性」とは、保護者が仕事・病気等の理由により、**「家庭で就学前子どもの保育が困難な状態」**を指します。

保育の必要性の事由		認定ができる期間
就労 （就労内定）	**週 12 時間以上**の就労のため保育が必要 必要書類：【多摩市様式】就労証明書 内定の場合は就労を開始し認定月の中旬までに就労開始証明書の提出が必要です。	就労期間
出産	出産のため保育が必要 必要書類：母子健康手帳（親子健康手帳）の表紙・分娩予定日のわかるページのコピー	5ヶ月以内 出産予定月とその月の前後2か月が給付認定の対象になります。求職から出産への変更はできません。
疾病	入院、その後通院が必要で保育困難と診断されたため保育が必要 必要書類：【多摩市様式】診断書 病院所定の診断書では受付できません。	入院、通院期間
	自宅療養で保育困難と診断されたため保育が必要 必要書類：【多摩市様式】診断書 病院所定の診断書では受付できません。	療養期間
障がい	身体障害者手帳4級以上、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳所有者のため保育が必要 必要書類：身体障害者手帳等のコピー	該当期間
看護・介護	**週 12 時間以上の**入院や通院等で付き添いを要するため保育が必要 必要書類：被看護・介護者の【多摩市様式】診断書または、要介護認定書・身体障害者手帳等のコピー、平均的な一週間の看護介護のスケジュール（被看護・介護者と別居の方のみ）（任意様式）	看護・介護期間
就学	**週 12 時間以上**の就学のため保育が必要 必要書類：在学証明書、就学期間とカリキュラムがわかる書類（通信教育や学校教育法に定める学校以外の教育機関の場合のみ）	就学期間
不存在	必要書類：ひとり親家庭等医療費助成制度のマル親医療証、戸籍謄本、ひとり親制度認定通知、児童扶養手当証書、離婚届受理証明書、調停期日通知書のいずれか1点（コピー可）	ひとり親である期間
その他	災害復旧にあたっている、または虐待・DVのおそれがあるため保育が必要 必要書類：個別にお問い合わせください	保育を要する期間
求職【特例】	継続的な求職活動を行っているため保育が必要 （申請書裏面の「家庭状況について」の「保育を必要とする理由」の求職に☑を付けてください）	3ヶ月以内 原則3ヶ月を超えての認定はできません。
育児休業 【特例】	育児休業を取得している方は、新 2 号認定になりましたら、復職していただくことになります。 新2号認定後に、途中で育児休業を取られる方は、育児休業の対象のお子さんが満1歳に達して最初に迎える4月末までが給付対象になります。 必要書類：【多摩市様式】就労証明書・【多摩市様式】復職証明書（復職後）	左記参照

※令和5年度4月入所認可保育所等新規申請や継続申請があるご家庭の場合、4月入所申請または継続申請を同時に提出する時のみ、就労証明書・在学証明書・診断書は原本ではなくコピーの提出でも構いません。

※【多摩市様式】の書類は多摩市公式ホームページよりダウンロードできます。

4. 認可外保育施設等へ在園の方へ

(1)対象施設について

※幼稚園、保育園等、他に在籍施設がある方は補助対象外です。

①認可外保育施設(各都道府県等に届出を行い、指導監督基準を満たした施設)
・一般的な認可外保育施設
・地方自治体が独自に設けた基準を満たした保育所(例:東京都認証保育所など)
・ベビーシッター
②一時預かり事業(一時保育・定期利用保育)
③病児保育事業(病後児保育も含む)
④ファミリー・サポート・センター事業(送迎のみは対象になりません)
⑤企業主導型保育所
※企業主導型保育所は、児童育成協会を通じて別途給付金額が給付されます。
詳しくは入所する施設へご確認ください。

(2)無償化給付対象金額について

■0～2歳児クラス
住民税非課税世帯かつ、「保育の必要性がある」子どもについては、**月額 42,000 円**を上限に無償化の給付対象となります。
※保育の必要性がない場合や住民税課税世帯については、無償化給付対象外となります。
※世帯分離等により同じ住所に同居者がいる場合は、同居者含め全員が非課税であることが必要です。
■3～5歳児クラス
「保育の必要性がある」子どもについては、**月額 37,000 円**を上限に無償化給付対象となります。
※保育の必要性がない子どもについては、無償化の対象外となります。

※「保育の必要性」については、P.4「保育の必要性について」をご覧ください。

©多摩市

5. 幼稚園・認定こども園に在園の方へ

多摩市内の現行制度幼稚園・・・緑ヶ丘幼稚園、文化学園大学附属すみれ幼稚園、諏訪幼稚園
多摩市内の新制度幼稚園・・・富士ヶ丘幼稚園、錦秋幼稚園、せいとく幼稚園
多摩市内の認定こども園・・・多摩みゆき幼稚園、東京大谷幼稚園、おだ認定こども園

（1）預かり保育について（保育の必要性がある方）

保育の必要性があり、預かり保育を利用する方（教育時間＋預かり保育）⇒新2号認定

※**保育の必要性**とは保護者が仕事・病気等の理由により、保育が困難な状態を指します。（P.4参照）

※預かり保育の利用定員や、利用状況等につきましては、各園によって異なりますのでご注意ください。

預かり保育で**実際に利用した預かり保育の金額と利用日数×日額単価（450円）を比較して低い方の金額が支給されます。**

11,300 円（月額上限金額）以上利用された場合は、実費負担になります。

算定例①	算定例②	算定例③
園にて預かり保育を時間設定している場合 例　利用料　100 円／時間 利用日数　20 日　　1 日 3 時間 《各月利用実績》　100　円×3　時間×20　日＝6,000 円（A） 《各月限度額》450 円×20 日＝9,000 円（B） 《支給額の算出》 （A）6,000 円＜（B）9,000 円なので、無償化給付対象金額は、（A）6,000 円になります。	**園にて預かり保育を日額設定している場合** 例　利用料　400 円／日 利用日数　20 日 《各月利用実績》400　円×20　日＝8,000　円（A） 《各月限度額》450 円×20 日＝9,000（B） 《支給額の算出》 （A）8,000　円＜（B）9,000　円なので、無償化給付対象金額は、（A）8,000 円になります。	**園にて預かり保育を月額設定している場合** 例　利用料　10,000 円／月 利用日数　18 日 《各月利用実績》10,000 円（A） 《各月限度額》450 円×18 日＝8,100 円（B） 《支給額の算出》 （A）10,000 円＞（B）8,100 円なので、無償化給付対象金額は、（B）8,100 円になります。

（2）無償化の給付対象金額の支給について

①**市内の現行制度幼稚園**については、教育時間の給付対象金額（月額上限25,700円）は、**代理受領**となるので、毎月の利用料の支払いは、給付対象金額を超えた部分のみとなります。

②**市外の現行制度幼稚園**については、教育時間の給付対象金額（月額上限25,700円）は利用される施設によって**償還払いまた代理受領**どちらかでの支給となります。利用する施設にご確認ください。

③**新制度幼稚園・認定こども園**の教育時間の保育料については、無償となるため毎月の利用料の支払いはありません。

④**預かり保育料**については、市内・市外ともに施設によって**償還払いまたは代理受領**どちらかでの支給となります。利用する施設にご確認ください。

⑤**給食費、通園送迎費、行事費等**は、保護者負担です。（ただし、世帯の収入等によって給食費の負担軽減を行っています。「P7（4）実費徴収に係る補足給付事業補助金について」参照）

（3）多摩市私立幼稚園等園児保護者補助金について※令和5年度の予定

多摩市では、私立幼稚園及び東京都が認定している幼稚園類似施設に通園している幼児の保護者に対して、世帯の所得に応じて保育料等の一部を補助する事業を行っています。

該当年度中に保護者が納入した保育料等を上限に、市内在住・在園期間や世帯の市民税額等に応じた金額の補助となります。（月途中の入退園・転出入の場合は原則日割りで算定します。）

詳しくは、事業開始時に配布されるお知らせをご確認ください。

※対象経費（現行制度幼稚園）・・・保育料とその他負担金（該当にならない世帯もあります。）

「その他負担金」とは、各園の園則で定められたものであり、保護者が毎年度徴収されるものに限ります。具体的には、施設維持管理費、冷暖房費、保健衛生費、実習教材費等を想定しています。なお、一部の幼児を対象とするもの及び実費負担にあたるものは対象外です。

※対象経費（新制度幼稚園・認定こども園）・・・特定負担額

「特定負担額」とは、各園の園則で定められたものであり、特定教育・保育の提供にあたり、当該特定教育・保育の質の向上を図るうえで、特に必要と認められるもので、保護者が毎年度徴収されるものに限られます。（例：基準以上の職員配置の人件費、施設の環境維持向上のための費用等）在園期間中の経費を入園時に一括徴収する場合は、補助対象外となります。

（4）実費徴収に係る補足給付事業補助金について（現行制度幼稚園）

※令和5年度の予定

対象要件に該当する児童について、給食費（お弁当は対象外）のうち、副食費（おかず・おやつ等）相当額を月額4，500円まで補助する事業を行っています。（ご家庭からお弁当を持参した場合の食材料費は補助されません）。

詳しくは、事業開始時に配布されるお知らせをご確認ください。

※補助の対象となる園児…下記のいずれかに該当していること

①世帯（父母など）の市町村民税所得割合算額が77，100円以下である場合

②世帯の所得に関わらず、補助対象の園児に、小学校3年生以下の兄・姉が2人以上いる場合（対象園児が第3子以降の場合）

③生活保護世帯

6. Q&A

(1)派遣社員ですが、就労証明書は派遣元、派遣先どちらで発行ですか？

派遣社員の方は、必ず派遣元に作成を依頼してください。

また、契約更新ごとに新たな派遣期間が記載された契約書(写)または就労証明書(多摩市様式)を提出してください。

(2)3月末で仕事を辞める予定ですが、認定継続はできないですか？

仕事を探すため週12時間以上(月48時間以上)の外出を常態する方は「求職」要件(認定期間:3ヶ月間)で認定継続申込可能です。(「給付認定変更届」の提出が必要です)。

また、新しい就労先が内定している方は、「就労証明書」(多摩市様式)をご提出いただければ「内定」(認定期間:1ヶ月)での認定となります。就労開始後、「就労開始証明書」(多摩市様式)の提出が必要です。

(3)職場が変わったり会社名が変更となった場合も手続きが必要ですか？

はい。新しい職場の就労証明書(多摩市様式)をご提出ください。

(4)出産のため育児休業を取得します。どのような手続きが必要ですが？

産前産後休暇、育児休業を取得される場合は改めて就労証明書(多摩市様式)のご提出が必要です。産前産後休暇の間は引き続き「就労」での認定となりますが、育児休業については育児休業法に基づく育児休業であり、現施設に継続して在籍する場合に限り、**下の子が満1歳に達して最初に迎える4月末まで**上の子を「育児休業」で認定することができます。

育児休業から復職した後は、復職証明書(多摩市様式)を提出ください。

(5)認定継続が認められたらどのように連絡が来ますか？

認定継続の通知は行いません。認定取消や書類不備がある場合、市から保護者へご連絡します。

(6)転居しましたが、どのような手続きをすれば良いですか？

市内転居の場合

在籍する施設・市民課での手続きに加え、子育て支援課で「給付認定変更届」等の手続きが必要です。変更届提出から原則1ヶ月以内に新住所記載の「多摩市子育てのための施設等利用給付認定通知書」を送付します。

多摩市内から市外へ転出する場合

在籍する施設・市民課での手続きに加え、子育て支援課でも転出の手続きをお願いいたします。市外に転居した場合、多摩市からの子育てのための施設等利用給付認定は受けられなくなります。転出後も保育所・幼稚園等へ在籍する場合は転出先の自治体でも手続きが必要となります。